



ご注意ください!

# 2023年4月1日より、植物に加え 「物品」も罰則の対象になりました。

植物防疫法により、輸出先の国によって、輸出が制限されている植物や物品を違法に持ち出すと罰則が科せられます。



## 罰則も強化されています

輸出相手国の要求に合わない植物や物品を持ち出した場合、検査を受けるにあたり不正行為があった場合には、3年以下の懲役、または300万円以下の罰金が科せられます。法人の場合は5,000万円以下の罰金が科せられます。

